

平成19年9月18日
商務流通G製品安全課

「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部改正について」に関するホームページ掲載内容の誤りについてのお詫び

平成19年8月17日付けで公布致しました「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部改正について」に誤りがありました。以下のとおり訂正を致します。なお、次ページに訂正した技術基準の一部改正を添付しております。

関係者の皆様には、大変ご迷惑おかけ致しましたことを心よりお詫び申し上げます。

平成19年8月28日掲載分

	正	誤
11行目	表1中「 <u>J60950(H16)</u> 」を「J60950(H19)」に改め、別紙163を別添のように改める。	表1中「J60950(H14)」を「J60950(H19)」に改め、別紙163を別添のように改める。

平成19年8月21日掲載分

	正	誤
13行目	附 則 この基準は、平成19年9月18日より施行する。 なお、この基準の適用の際、現に改正前の基準により製造又は輸入している <u>シュレッダー</u> を除く電気用品は、この基準の適用後3年間は、なお従前の例によることができる。	附 則 この基準は、平成19年9月18日より施行する。 なお、この基準の適用の際、現に改正前の基準により製造又は輸入している電気用品は、この基準の適用後3年間は、なお従前の例によることができる。

平成 19・08・03 商第 1 号

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成 19 年 8 月 17 日

経済産業大臣 甘利 明

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令第 2 項の規定に基づく基準（平成 14・03・13 商第 6 号（制定）、平成 15・03・19 原第 19 号（一部改正）、平成 16・02・20 原第 3 号（一部改正）、平成 16・03・17 原第 1 号（一部改正））の一部を次のように改正する。

表 1 中「J60950(H16)」を「J60950(H19)」に改め、別紙 163 を別添のように改める。

J60950(H19)	情報技術機器の安全性	別紙 163	IEC 60950(1999)に対応
-------------	------------	------------------------	--------------------

附 則

この基準は、平成 19 年 9 月 18 日から適用する。

なお、この基準の適用の際、現に改正前の基準により製造又は輸入しているシュレッダーを除く電気用品は、この基準の適用後 3 年間は、なお従前の例によることができる。

(参考) 平成19年8月28日掲載分

平成19・08・03 商第1号

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成19年8月17日

経済産業大臣 甘利 明

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準（平成14・03・13 商第6号（制定）、平成15・03・19 原第19号（一部改正）、平成16・02・20 原第3号（一部改正）、平成16・03・17 原第1号（一部改正））の一部を次のように改正する。

表1中「J60950(H14)」を「J60950(H19)」に改め、別紙163を別添のように改める。

J60950(H19)	情報技術機器の安全性	別紙163	IEC 60950(1999)に対応
-------------	------------	-----------------------	--------------------

附 則

この基準は、平成19年9月18日から適用する。

なお、この基準の適用の際、現に改正前の基準により製造又は輸入しているシュレッダーを除く電気用品は、この基準の適用後3年間は、なお従前の例によることができる。

(参考) 平成19年8月21日掲載分

平成19・08・03 商第1号

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成19年8月17日

経済産業大臣 甘利 明

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準の一部改正について

電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準（平成14・03・13 商第6号（制定）、平成15・03・19 原第19号（一部改正）、平成16・02・20 原第3号（一部改正）、平成16・03・17 原第1号（一部改正））の一部を次のように改正する。

表1中「J60950(H16)」を「J60950(H19)」に改め、別紙163を別添のように改める。

J60950(H19)	情報技術機器の安全性	別紙163	IEC 60950(1999)に対応
-------------	------------	-----------------------	--------------------

附 則

この基準は、平成19年9月18日から適用する。

なお、この基準の適用の際、現に改正前の基準により製造又は輸入している電気用品は、この基準の適用後3年間は、なお従前の例によることができる。